



新たな外国人技能実習制度について

Question



平成29年11月1日から新たな外国人技能実習制度が施行されましたが、その概要を教えてください。

Answer

①新たな技能実習制度

技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、その開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。

これまでは入管法令を根拠として実施されてきましたが、技能実習制度の見直しに伴い、新たに技能実習法とその関連法令が制定され、今年の11月1日に施行されました。制度の趣旨をより徹底するために、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（法第3条第2項）と明記されています。

新制度においても、これまでと同様に、企業単独型技能実習と団体監理型技能実習（事業協同組合による受入はこれに該当）の2つの形態の技能実習が認められます。

主な改正点は下記のとおりです。

②外国人技能実習機構とは

新制度においては、外国人技能実習機構が設立されました。機構は、後述する技能実習計画の認定、実習実施者の届出の受理、監理団体の許可申請の受理等を始め、実習実施者や監理団体に対する指導監督（実地検査・報告徴収）や、技能実習生からの申告・相談に応じるなど、技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務を行います。

③技能実習計画の認定制

旧制度では、監理団体（組合等）が技能実習計画を作成し、技能実習生の在

留資格申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していました。新制度ではこれを改め、技能実習実施者（組合員企業等）は、技能実習計画を作成し、それが適当である旨の認定を受けることとされています。

④実習実施者の届出制

旧制度では、実習実施機関として届出を行うことは求められていませんでしたが、新制度では、実習実施者が技能実習を開始したときには、遅滞なく届け出なければならないこととされました。

⑤監理団体の許可制

旧制度では、法務省令で監理団体の要件等を規定しており、地方入国管理局が確認していましたが、監理団体としての許可はありませんでした。新制度では、監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされています。

なお、監理団体の許可には、一般監理事業の許可と特定監理事業の許可の2区分があります。一般監理事業の許可を受ければ第1号から第3号までの全ての段階の技能実習に係る監理事業を行うことができ、実習期間は最長5年間に延長されます。

特定監理事業の許可を受ければ第1号技能実習及び第2号技能実習に係る監理事業を行うことができ、実習期間は最長3年間です。

以上、ご不明な点があれば中央会または外国人技能実習機構（TEL：03-6712-1523(代表)）へお問い合わせ下さい。